

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。)の定めるところによる。

(申請者の要件)

第3条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)でない法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請にあつては、当該法人及び法人でない者であつて暴力団員等でないものとする。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 次条及び第6条に定めるもののほか、法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項第1号及び第2号並びに第43条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準(省令第206条の8第2項に規定する基準を除き、省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。)とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>省令第93条の5</u>	第93条 準用する	第84条、第91条及び第93条 準用する。この場合において、第77条中「 <u>創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜</u> 」とあるのは、「 <u>その他の便宜</u> 」とする
<u>省令第162条の5</u>	第92条まで 第162条	第90条まで、第92条 第161条及び第162条
<u>省令第171条の4</u>	第92条まで 第160条、第161条	第90条まで、第92条 第160条
<u>省令第210条第1項</u>	ならない	ならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる
<u>省令第213条の6第1項</u>	ならない	ならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、当該地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地内にある独立した建物とすることができる

(令6条例12・一部改正)

(暴力団員等の排除)

第5条 指定居宅介護事業所の管理者は、暴力団員等であつてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業
- (2) 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業
- (3) 基準該当居宅介護の事業
- (4) 重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業
- (5) 指定療養介護の事業
- (6) 指定生活介護の事業
- (7) 共生型生活介護の事業

- (8) 指定短期入所の事業
- (9) 共生型短期入所の事業
- (10) 指定重度障害者等包括支援の事業
- (11) 指定自立訓練(機能訓練)の事業
- (12) 共生型自立訓練(機能訓練)の事業
- (13) 指定自立訓練(生活訓練)の事業
- (14) 共生型自立訓練(生活訓練)の事業
- (15) 指定就労移行支援の事業
- (16) 指定就労継続支援A型の事業
- (17) 指定就労継続支援B型の事業
- (18) 基準該当就労継続支援B型の事業
- (19) 指定就労定着支援の事業
- (20) 指定自立生活援助の事業
- (21) 指定共同生活援助の事業
- (22) 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業
- (23) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業
- (24) 特定基準該当障害福祉サービスの事業  
(職場への定着のための支援等の実施)

第6条 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して、次の各号に定める期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、省令第206条の8第1項の支援を提供しなければならない。

(1) 就労定着支援の提供を開始した日から1月以内 次のとおりとする。

ア 1回以上、当該利用者に対して対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1回以上、当該利用者に対して電話等により行うよう努めること。

イ 1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めるとともに、1回以上、当該事業主に対し電話等により当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。

(2) 前号の期間以外の期間 1月に1回以上、当該利用者に対して対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めること。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第12号)

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第6条中長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第4条第2項の改正規定 令和6年4月1日